

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

流山市教育委員会 様

流山市生涯学習審議会
会長 土屋 薫



流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ
体育室の冷房利用料金の設定について（答申）

令和 6 年 1 1 月 2 9 日付け流教生第 2 2 3 号で諮問のあった流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ体育室の冷房利用料金の設定について、流山市生涯学習審議会条例（平成 2 0 年流山市条例第 6 号）第 2 条の規定により、下記のとおり答申します。

記

流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ体育室に新たに冷房設備が設置されることに伴い、受益者負担の観点から冷房利用料金を設定することになった背景を確認しました。

体育施設を使用しない市民への配慮や、冷房設備が新たに設置される機能であることなどを考慮すると、本審議会で示された資料に基づき、冷房利用料金を設定し、使用者に負担をお願いすることは必要であると判断します。

ただし、使用者の急激な負担増とならないよう、適正な料金を設定していただくよう配慮願います。

また、複数の団体等が同時に施設を使用する場合など、使用者同士でのトラブルが生じないよう、運用面についても留意願います。

令和 6 年度生涯学習審議会委員

会 長	土屋	薫
副会長	若松	文
委 員	角	龍幸
委 員	宮本	信一
委 員	滑川	敬章

委	員	谷	か	を	る
委	員	山	純		子
委	員	西	裕		雄
委	員	天	容		子
委	員	秋	ち	な	み
委	員	熊	嘉		子
委	員	野	勇		雄
		上			